

- 目次
- 第1章 総則(第1条～第3条)
 - 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い(第4条～第8条)
 - 第2節 個人情報の開示等(第9条～第24条)
 - 第3節 救済措置等(第25条～第30条)
 - 第3章 補則(第31条～第33条)
 - 第4章 罰則(第34条)
- 第1章 総則
- (目的)
- 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、大野城太宰府環境施設組合(以下「組合」という。)が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、組合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、基本的人権を擁護し、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 実施機関 組合長、監査委員及び議会をいう。
 - (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
 - (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、大野城太宰府環境施設組合情報公開条例(平成13年条例第3号)第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
 - (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの
 - (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (実施機関等の責務)
- 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関の職員若しくは職員であつた者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
- 第1節 個人情報の取扱い
- (登録票の作成及び閲覧)
- 第4条 実施機関は、個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した登録票(以下「登録票」という。)を作成し、組合長に届け出るものとする。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。
- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルの利用目的
 - (3) 個人情報ファイルを所管する組織の名称
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報ファイルを廃止したときは、速やかに、当該個人情報ファイルの登録を抹消しなければならない。
- 3 第1項の規定は、実施機関の職員又は職員であつた者に係る人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報ファイルについては、適用しない。
- 4 組合長は、第1項の規定で定める事項を記載した登録票を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- (収集の制限)
- 第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教
 - (2) 犯罪歴
 - (3) 人権差別、民族差別その他社会的差別の原因となるおそれがある事項
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、第4条の規定により登録された業務に係る保有個人情報について、当該業務の目的の範囲を超える利用又は組合以外のものへの提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 組合内で利用する場合で、その所掌事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、保有個人情報を使用することに公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、組合以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。(適正管理)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として特別に保有される保有個人情報については、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を組合の機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示等

(開示請求権)

第9条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の個人情報を取り扱う事務(実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生等に関する事務を除く。)に係る情報に記録されている自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わって前項に規定する開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手續)

第10条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人若しくは法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の書面に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第11条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報

イ 公務員等(次に掲げる者をいう。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報

(ア) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)

(イ) 独立行政法人等の役員及び職員

(ウ) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員

(エ) 地方独立行政法人の役員及び職員

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (4) 個人に関する評価若しくは判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすことが明らかであるもの
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 組合内部又は組合と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又はその他当該審議、検討若しくは協議に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 監査、検査、争訟、交渉、調査その他の組合の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 第9条第2項に規定する開示請求の場合(当該開示請求が成年被後見人の法定代理人による場合を除く。)において、未成年者本人又は開示請求者以外の法定代理人が不開示についての意思を明らかにしている情報

(部分開示)

第12条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報に係る部分を除いて、保有個人情報を開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第13条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部について開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときも、同様とする。
- 3 前2項の決定(以下「開示等決定」という。)は、開示請求を受理した日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第10条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

- 第15条 実施機関は、開示等決定をするに当たって、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報が記録された情報の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意見を表示する意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を確保するとともに、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第16条 保有個人情報の開示は、実施機関が第14条第1項の規定による通知により指定する方法で行うものとする。
- 2 実施機関は、保有個人情報が記録された情報の開示をすることにより、当該情報が汚損し、又は破損するおそれがある等当該情報の保存に支障を生ずると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該情報の写しにより開示を行うことができる。
 - 3 第10条第2項の規定は、第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(訂正請求権)

- 第17条 開示請求による開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。
- 2 前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正を求める内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
 - 3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
 - 4 第9条第2項、第10条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第18条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査を行い、訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正する権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由がある場合を除くほか、当該保有個人情報を訂正しなければならない。

(開示請求に関する規定の準用)

第19条 第14条の規定は、訂正請求があった場合について準用する。

(削除請求権)

第20条 開示請求による開示を受けた自己を本人とする保有個人情報第5条の規定に違反して収集されたと認める者は、実施機関に対し、その削除を請求することができる。

2 前項の規定による削除の請求(以下「削除請求」という。)をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 削除請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 削除請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 削除を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 第9条第2項、第10条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。

(開示請求等に関する規定等の準用)

第21条 第14条及び第18条の規定は、削除請求があった場合について準用する。

(目的外利用等中止請求権)

第22条 開示請求による開示を受けた自己を本人とする保有個人情報第6条の規定に違反して利用され、又は提供されていると認める者は、実施機関に対し、その利用又は提供の中止を請求することができる。

2 前項の規定による利用又は提供の中止(以下「目的外利用等中止請求」という。)をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 目的外利用等中止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 目的外利用等中止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 目的外利用等の中止を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 第9条第2項、第10条第2項及び第3項の規定は、目的外利用等中止請求について準用する。

(開示請求等に関する規定等の準用)

第23条 第14条及び第18条の規定は、目的外利用等中止請求があった場合について準用する。

(手数料)

第24条 開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく情報に記録されている保有個人情報の写しの交付を受ける場合において、当該保有個人情報の写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第3節 救済措置等

(審査会への諮問)

第25条 開示請求若しくは訂正等請求に対する決定又は開示請求若しくは訂正等請求に対する不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大野城太宰府環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該請求に係る個人情報の訂正等を行うこととするとき。

2 前項の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問した旨の通知)

第26条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、速やかに諮問した旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者又は訂正等請求を行った者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第27条 第15条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が反対意見書を提出している場合に限る。)

(審理員の指名の適用除外)

第28条 開示請求又は訂正等請求に対する決定に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(苦情の処理)

第29条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努め、処理の内容を審査会に報告しなければならない。

(他の制度との調整)

第30条 次に掲げる個人情報については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査表情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (2) 実施機関の管理に属する施設において、一般の利用に供することを目的として管理する図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

2 法令等に自己の個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の手続の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

3 法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について当該法令等に訂正、削除又は目的外利用等の中止の手続の定めがない場合における第17条第1項、第20条第1項又は第22条第1項の規定の適用については、当該保有個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた保有個人情報とみなす。

第3章 補則

(国又は他の地方公共団体との協力)

第31条 組合長は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。

(運用状況の公表)

第32条 組合長は、毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、実施機関が別に定める。

第4章 罰則

(罰則規定の準用)

第34条 この条例の施行に当たり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)の罰則に規定する違反を犯した者は、法の罰則規定を準用し処罰するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に保有している個人情報ファイルについての第4条第1項の規定の適用については、同項中「新たに保有しようとする」とあるのは、「現に保有している」とする。

3 前項の規定により、実施機関が個人情報ファイルを登録する際、既に行った、又は現に行っている当該登録に係る個人情報の収集及び管理並びに利用及び提供については、この条例の規定により行った収集及び管理並びに利用及び提供として取り扱うものとする。

附 則(平成21年条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。